

## 茨木市市民会館跡地エリア新施設・広場等活用推進支援業務に係る プロポーザル実施要項（公募型）

### 1 趣旨

市民会館跡地エリアは、元茨木川緑地の緑、アートや川端康成文学館など自然・文化的要素を備えた南北軸と、にぎわいや移動、交流などの都市的要素を備えた東西軸が交わる場所に立地しており、本エリアから新たな価値やにぎわいが生まれるような起点となることが期待されている。

本エリアの活用については、平成30年3月に策定した茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想において、広場を含めた公共空間をどのように使い、活動していくかを市民自身が考え、育てていくという考えに基づき、「育てる広場」をキーコンセプトとして掲げたものである。

令和5年秋には、ホール、図書館、子育てなど複合的な機能を持つ新施設の整備を予定しているが、「育てる広場」の実現に向け、市民が主体となって公共空間を利活用していくためには、市民自身が使い方をイメージしながらルールや仕組みづくりに参画するほか、各施設機能と多様な主体との協働による課題解決や創造的な取組を検討していく必要がある。また、敷地C・DのIBALAB@広場で取組んできた社会実験を通じて、敷地A・Bの新施設と広場（以下、「新施設・広場」という。）を舞台に活動する人材の掘り起こしや、同じく新施設に移転する市民活動センターも含めた活動主体に対するコーディネート機能の強化が求められる。

これらを踏まえ、本業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結することから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

茨木市市民会館跡地エリア新施設・広場等活用推進支援業務委託

#### (2) 業務の目的

市民が主体となって新施設・広場を利活用していくためには、市民自身が使い方をイメージしながらルールや仕組みづくりに参画するほか、多様な機能を持つ新施設において、各機能や市民を横串的に繋げるような取組や、これまで実施してきた社会実験を継続しつつ、活動人口の掘り起こしや主体に対するコーディネート機能の強化が求められる。これらを踏まえ、ワークショップや社会実験等を通じ、市民の参加を得ながら検討を進める必要がある。



### (3) 業務内容

以下のア～オについて、ワークショップ等適切な手法により業務を実施する。なお、業務の実施にあたっては、茨木市市民活動センターとも連携しながら実施するものとする。

また、新施設・広場の管理運営にあたり、令和4年夏ごろに指定管理者を募集するが、本業務の内容も指定管理者募集要項等に反映するため、スケジュールに留意のうえ本業務を実施すること。

#### ア 新施設・広場供用開始後の活用に向けての検討

##### a. ルールづくり

新施設・広場での運用に向けて、市民参加型のルールづくり検討についての支援を行う。

なお、実施にあたっては「育てる広場」実現に向けた運用の見直しも意識しながら市民と共に適宜行うこと。

##### b. 活動の創出・裾野の拡大

これまでの市の取組を踏まえつつ、さらなる市民活動の参加の裾野を広げる取組を行う。

##### c. 市民参加手法の検討

新施設・広場の運営に係る市民参加手法の仕組みづくりについて支援を行う。

#### イ 市民活動のサポート・コーディネート機能の検討

新施設・広場における市民活動のコーディネート機能のあり方、仕組み等について、市民会館跡地活用検討、市民活動センターの今後の検討など、これまでの取組等を踏まえた支援を行い、市民自身による市民活動のサポート、コーディネートを行う主体の発掘・育成を行う。

#### ウ IBALAB@広場の社会実験等支援

広場を使った社会実験等の実施支援を行う。

#### エ その他新施設・広場等の活用推進支援関連業務

※プロポーザル参加者には主に令和3年度取組についての情報提供を行う。

※新施設・広場の指定管理者募集要項等に盛り込むべき事項については、市と協議のうえ、令和4年6月頃までに成果品として提出すること。

### (4) 業務期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3 当該業務の予算額等

17,039,000円(税込)

提案額(参考見積額)が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

この契約については、市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた令和4年4月1日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかったときは、このプロポーザルはなかったこととし、プロポーザル

に係る見積りは無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

#### 4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

#### 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

#### 6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで市民会館跡地活用推進課あてに送信すること。

提出期限：令和4年2月25日（金）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課

E-mail：atochi@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市HP 市民会館跡地活用推進課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkaikanatochikatuyou/menu/kouji/57424.html>

#### 7 参加申込及び資格審査

##### (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

##### ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式3号）
- ② 業務実施体制調書（様式4号）

- イ 提出先：茨木市企画財政部市民会館跡地活用推進課  
(茨木市役所本館3階)
- ウ 提出期限：令和4年3月1日(火)午後5時まで(厳守)
- エ 提出方法：持参もしくは郵送(提出期限日までに必着)

## (2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を参加希望者に対し、3月3日(木)に「参加資格審査結果通知書」(様式5号)を郵便で発送する。

## (3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届(様式6号)に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに市民会館跡地活用推進課へ提出すること。

## 8 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者(以下「参加者」という。)は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

### (2) 提出書類

#### ア 企画提案書(任意様式、A4サイズ縦)

次の提案課題ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

#### 【提案課題】

- ①新施設・広場供用開始後の活用に向けての検討に係る企画提案
- ②市民活動のサポート・コーディネート機能の検討及び主体の発掘・育成に係る企画提案
- ③IBALAB@広場を使った社会実験等(市民参加、公共空間利活用等)の支援に係る企画提案
- ④新施設・広場開館後の運営や市民参加を見据えたプロセスの提示と、今年度の狙いについての提案
- ⑤①～③の作業スケジュール
- ⑥業務の実施方針、取組体制、スタッフの特徴、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいことについて

#### イ 参考見積書(様式7号)及び内訳書(任意様式)

※ 受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴収する。

※ 業務内容について、内訳がわかるように見積もること。

※ 「イ 参考見積書(様式7号)及び内訳書(任意様式)」について

は、正本のみ提出すること。

(3) 資料記載上の留意事項

上記 8 (2) アの副本には、企業名を入れないこと。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和 4 年 3 月 15 日（火）午後 5 時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 本館 3 階

企画財政部市民会館跡地活用推進課事務室

ウ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

エ 提出部数

正本 1 部

副本 12 部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

## 9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第 1 次審査

提出された業務実績調書等内容及び提案額（参考見積書）を、6 ページ 10(1) 第 1 次審査＜事務局審査＞で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に 5 者を第 1 次審査の通過者とする。ただし、参加者が 5 者以下の場合は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において＜事務局審査（第 1 次審査）＞及び＜プレゼンテーションによる委員審査（第 2 次審査）＞を併せて行う。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーションによる委員審査）

第 1 次審査の通過者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーションによる審査を実施する。審査は 7 ページ記載の「第 2 次審査＜プレゼンテーションによる委員審査＞」で示す審査基準に基づいて行い、第 2 次審査の評価点と第 1 次審査の評価点を合計し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととする。資料の差し替えや追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、ケーブル、スクリーンは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は 3 人以内とする。

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、プレゼンテーションをオンラインか対面のどちらで実施するか選択できるものとする。

(3) 審査結果の通知

ア 第 1 次審査

① 結果通知

第 1 次審査の結果は、令和 4 年 3 月 17 日（木）に当該審査を行った全

者に対し、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により通知を郵便で発送する。

なお、参加者が5者以下で第1次審査を実施しない場合は、上記の通知を省略し、令和4年3月17日（木）に参加者全者に対し、電子メールまたは電話により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和4年3月24日（木）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和4年3月29日（火）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式9号）により通知を郵便で発送する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和4年4月5日（火）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

第1次審査<事務局審査>

審査基準	審査内容	配点
業務実施体制調書等内容	<p>担当者の人員配置や業務体制など、実施事業のための十分な体制が取れているか。</p> <p>① 公共空間・公園等を使った</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールや仕組みづくりの支援</li> <li>・活動人口の拡大やチームづくりの支援</li> <li>・市民活動をサポート、コーディネートする主体の育成支援</li> </ul> <p>いずれかをテーマとした業務実績を有する担当者数（人数×4点）</p> <p>② 公共空間・公園等を使った利活用やにぎわいづくりにつながる取組（社会実験等）の実施及び支援をテーマとした業務実績を有する担当者数（人数×2点）</p> <p>※同一の担当者が①と②どちらの業務実績にも当てはまる場合、①の実績を評価点として計上する。</p>	20
業務実績調書等内容	<p>同種・類似業務の実績は十分か。</p> <p>同種（2点）：広場・公園や公共施設に係る市民参加型のワークショップや社会実験の実施、または公共空間に係る管理運営手法検討の支援業務</p> <p>類似（1点）：その他のまちづくりやにぎわい創出に係るワークショップや社会実験の実施、または民間施設に係る管理運営手法検討の支援業務</p>	20
提案額（参考見積額）	<p>業務内容に見合った適正な見積となっているか。</p> <p>（最低見積金額／見積金額）×50点</p> <p>※小数点以下切り捨て</p>	50
合計		90

第2次審査<プレゼンテーションによる委員審査>  
(配点は委員1人あたり)

審査基準		審査内容	配点
市民 参画 の 検 討	市民活動のサポート・コーディネート機能の検討	新施設・広場におけるサポート・コーディネート機能について、これまでの市の取組を踏まえたうえで、サポート、コーディネートを行う主体の発掘・育成が十分に行える実現性の高い提案がなされているか。	10
	活動の創出・裾野の拡大	さらなる市民活動の参加の裾野を広げ、活動を生み出す取組提案が十分になされているか。	10
	市民参加の手法	新施設・広場の運営を見据え、具体的で発展性のある市民参加の仕組みづくりに関する提案がなされているか。	5
	新施設・広場のルール検討	市民自身がルールを考え、変えていく「育てる広場」実現に向けたアプローチを十分に検討した提案となっているか。	5
社会 実験 支援	IBALAB @ 広場社会実験支援	これまでの本市の取組を踏まえたうえで、広場の賑わいやつながりづくり、新施設と広場を中心とした市民活動の発展に向けて十分に検討された取組の提案となっているか。	5
独自 性	独自性や新たな提案	仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	5
実現 性	提案の妥当性	これまで実施してきた取組などを踏まえながら、新施設開館に向けた効果的なプロセスの提示と、展望が示されているかどうか。	5
合計			45

※委員審査については、各項目について5段階評価にて採点する。

(2) 配点

- ①事務局審査 90点
- ②委員審査 405点 (45点×9委員)
- ①と②の合計 495点とする。

## 11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「市民活動のサポート・コーディネート機能の検討」の評価点が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ、「市民活動のサポート・コーディネート機能の検討」の評価点が高同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が1者であった場合、又は参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、審査を行い評価点が配点合計(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の60%以上であった場合に候補者とする。
- (6) 審査の結果、評価点が配点合計(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の60%以上に達した事業者がない場合は、適格者なしとする。

## 12 候補者との契約締結協議

### (1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更等を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

### (2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

### (3) 契約書

契約書は、市が作成したものを使用するものとする。

### 13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

### 14 日程

質問期限	令和4年2月25日（金）
質問に対する回答	随時
参加申込期間	令和4年2月18日（金）午前9時から 令和4年3月1日（火）午後5時まで（厳守） ※土日、祝日を除く。
参加資格審査結果通知	令和4年3月3日（木）発送
企画提案書提出期間	令和4年3月4日（金）午前9時から 令和4年3月15日（火）午後5時まで（厳守）
審査結果通知（第1次）	令和4年3月17日（木）発送
第2次審査	令和4年3月24日（木）（予定）
審査結果通知（第2次）	令和4年3月29日（火）発送（予定）
契約締結	令和4年4月1日（金）（予定）
業務開始	令和4年4月1日（金）（予定）

### 15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
  - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
  - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

### 16 担当部署

茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課 担当 末松、的場  
TEL 072-655-2757（直通）  
E-mail : atochi@city.ibaraki.lg.jp